

令和3年度3月 第12回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年3月30日（水） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	欠席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
課 長	大堀 俊和	書 記	深見 訓英
主 幹	今枝 勲男		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 4 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 4 5 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 6	報告第 4 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 4 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 4 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 4 7 号 農地改良届について
	報告第 4 8 号 買受適格証明願について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１４人、推進委員の出席数は８人です。推進委員の久保田幸司委員が欠席となっております。 定足数に達していますので、令和３年度３月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。 １番玉谷尚登委員及び、２番近藤善成委員を指名します。
議 長	日程第２「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。
議 長	日程第３ 議案第４３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第４３号につきまして説明いたします。 参考資料は１～２ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福宮東地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。 ２番につきまして説明いたします。 参考資料は３～４ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福宮東地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

3 番につきまして説明いたします。

参考資料は 5 ～ 8 ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋地内の畑の賃借権設定による経営拡大となっております。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は 9 ～ 1 0 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は蜂須賀中橋境地内の田・畑の所有権移転による経営拡大となっております。

5 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 1 ～ 1 2 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は方領上川端地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

6 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 3 ～ 2 0 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺地内の田、畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、3 月 2 4 日に玉谷委員と近藤善成委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 4 3 号につきまして、玉谷委員と近藤委員に現地確認を行っていただきましたが、近藤委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案 4 3 号につきまして、現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び玉谷委員と近藤委員から説明・報告がありました、議案第 4 3 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 4 3 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第４３号は承認されました。

議 長

日程第４ 議案第４４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

（ 説 明 ）

議案第４４号１番につきまして説明いたします。

議案は４ページ、参考資料は２１～２３ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田四丁目地内の田の駐車場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は津島市高台寺町地内に本社を置き、家屋解体工事業を営んでおります。申請地東側の敷地を事務所、資材置場及び積替保管場とする予定ですが、利用予定の敷地だけでは運搬車両等の動線が悪く、車両の出入りで道路に渋滞を引き起こす可能性があるため、今回の申請地を進入路及び待機場として利用するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては水管、下水道管、ガスパ管のうち２種類以上が埋設されており、おおむね５００㎡以内に２つ以上の教育施設、医療施設等がある区域にある農地で農地区分は、第３種農地に区分されます。

第３種農地のため転用の許可が見込めます。

２番につきまして説明いたします。

参考資料は、２４～２６ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町鷹居四丁目地内の田で、駐車場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は申請地の道路を挟んだ南、あま市七宝町鷹居三丁目地内に本社を置き、合板製造加工販売業を営んでおります。業務拡大のため、現在本社敷地内にある駐車場部分に工場を増築することとなり、職員・来客用駐車場がなくなるため、新たに駐車場を設置する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、１０ha未満であるもので、農地区分は第２種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。

3 番につきまして説明いたします。

参考資料は、27～29 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおりとなっており、申請地は、七宝町沖之島中屋敷地内の田で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、下水道管、ガスパのうち2種類以上が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は、30～32 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっておりとなっており、申請地は花長新堀地内の田の一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。

譲受人は現在申請地西側に居住しております。住宅から敷地の端までの幅が狭く、使い勝手が悪いため、申請地を転用し既存敷地と一体利用する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、下水道管、ガスパのうち2種類以上が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

5 番につきまして説明いたします。

参考資料は33～35 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、花長新堀地内の田の一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在申請地南西約100mのところに居住しており、農業を営んでおります。現在の住居を農作業用倉庫にし、申請地に新たに農家住宅を建築するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、下水道管、ガスパのうち2種類以上が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で農地区分は

第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は、36～38ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおりとなっており、七宝町桂六勺地内の畑の駐車場兼資材置場への転用で所有権移転となっております。

申請者は名古屋市中村区に本店を置き、建築業、基礎工事業を営んでおります。海部地域での業務の拡大に伴い、重機等の工事車両駐車場及び資材置場が不足しているため、新たに駐車場及び資材置場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、ガス管が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の医療施設がある区域にある農地で農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

7番につきまして説明いたします。

参考資料は、39～41ページをご覧ください。

借受人・貸渡人は議案のとおりとなっており、申請地は、七宝町安松一丁目地内の田の一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

8番につきまして説明いたします。

参考資料は、42～44ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおりとなっており、申請地は、丹波南屋敷地内の田の資材置場兼駐車場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は、申請地の西約50mのところには本社を置き、建築工事業を営んでおります。業務拡大により申請地西側隣接地の資材置場兼駐車場が手狭になり動線が悪いため、既存敷地と一体利用できる資材置場及び駐車場を設置する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で農地区分は、第3種農地に区分

されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、3月24日に 海部農林水産事務所と、また同日に玉谷委員と近藤善成委員と現地調査をさせていただいております。
以上です。

議 長 議案第44号につきまして、玉谷委員と近藤委員に現地確認を行っていただきましたが、近藤委員から現地の状況について、報告願います。

近藤委員 議案44号につきまして、現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第44号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第44号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第44号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第45号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (説 明)

議案第45号1番につきまして説明いたします。

参考資料は、45～47ページをご覧ください。

申出者・は議案のとおりとなっており、申請地は、七宝町鯉橋三丁目地内の田・畑です。

申出者は、現在愛西市において中古車販売業を営んでおります。事業の拡大により販売車を駐車するスペースが足りなくなったことや、希少車や高級車などは盗難等のリスクがあるため、事務所近隣で土地の選定を行っていたところ、土地の所有者から承諾をもらうことができたため、今回の申請となりました。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺の土地利用にも混在を生じないと考え、選定されました。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は、48～50 ページをご覧ください。

申出者・は議案のとおりとなっており、申請地は、花正寺浦地内の田です。

申出者は申出地南側にてプラスチック加工及び販売業を営んでおり、現在成型過程の一部の工程を稲沢市にある工場の一部を間借りして行っております。このため製品を完成するまで、製造部品の運搬等の作業が余分に掛かり、業務の効率化が図れませんでした。そこで、隣地でこの生産工場を建設できないかと思案し土地の選定をしていたところ、土地の所有者から使用にあたって承諾をもらったため、今回の申請となりました。

なお、申出地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考え、選定されました。

こちらにつきましては、3 月 24 日に 海部農林水産事務所と、また同日に玉谷委員と近藤善成委員と現地調査をさせていただいております。以上です。

議 長 議案第 45 号につきまして、玉谷委員と近藤委員に現地確認を行っていただきましたが、近藤委員から現地の状況について、報告願います。

近藤委員 議案 45 号につきまして、現場を確認しましたが、計画変更に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第 45 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 45 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 45 号は承認されました。

議 長 日程第 6 報告第 44 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 45 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 46 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出につ

	いて」、報告第４７号「農地改良届について」、報告第４８号「買受適格証明願について」を事務局から一括報告願います。
事務局	(報 告)
議長	只今、事務局から報告がありました、報告第４４号から報告第４８号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。
議長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦勞様でした。 次回の農業委員会でございますが、４月２８日（木）午前１０時からの予定です。よろしくお願いいたします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 玉谷 尚登

署 名 委 員 近藤 善成